

「JR 志紀駅周辺地区交通バリアフリー基本構想（地区構想）」の概要

1．経緯

平成 15 年 2 月 28 日作成

平成 15 年 3 月 11 日公表

2．八尾市の概要（2002 年 3 月）

人口：275,639 人

世帯数：109,047 世帯

市域面積：41.71km²

高齢者数：43,603 人（15.8%）

身体障害者数：9,604 人（3.5%）

3．旅客施設及び重点整備地区の概要

< 旅客施設 >

名称：JR 志紀駅

一日平均の乗車客数：10,862 人（定期券利用者の割合：70.7%）

主な施設設備の状況：垂直移動は階段のみ（奈良方面ホームへは車いす用スロープあり）/
電光掲示板あり / 車いす対応型トイレあり

< 重点整備地区 >

名称：JR 志紀駅周辺地区（駅から概ね 500m の徒歩圏）

面積：34.0ha

主な施設：八尾市立志紀図書館 / 八尾市役所志紀出張所・コミュニティセンター /
府営志紀住宅 / 山本病院（病床数 513 床） / 緑風園（在宅介護支援センター）など

4．基本構想の特徴

（1）八尾市交通バリアフリー基本構想（全体構想）との整合

本地区構想は、平成 13 年度に策定した全体構想に基づいて策定した。全体構想における「一人ひとりが創りあげるバリアフリーのまち（みんなで作る安全・安心・快適なまちづくり）」の基本理念をもとに、地区の区域や経路、事業内容などについて決定した。

（2）重点整備地区における特定経路とその他経路の設定

本地区構想においては、重点整備地区内において設定する特定経路以外にも、交通バリアフリー法で規定はされないが、高齢者や障害者などが駅および駅周辺の諸施設の間を移動する際によく利用すると考えられる経路をその他経路として設定し、全体構想に記載する「4．八尾市交通バリアフリーの整備構想（歩行空間について）」に基づいて、可能な限りバリアフリー化を図っていくこととした。

（3）市民参画による策定

策定においては、市民・事業者・行政などで構成する協議会を合計 5 回開催し、市民意見を把握したほか、多数の市民参加を募ったタウンウォッチングを行った。また、地区の交通バリアフリーに関するアンケート調査を実施し、定量的な市民ニーズを把握するとともに構想案の意見募集を行なった。

(4) 広報活動

毎回の協議会の内容やタウンウォッチング、アンケートの結果情報などを「八尾市交通バリアフリーレター」としてまとめ、合計6部発行した。

Vol.1:平成14年8月「交通バリアフリー基本構想の策定がスタート！」

Vol.2:平成14年8月「志紀・恩智地区のバリアについて議論しました！」

Vol.3:平成14年10月「JR志紀駅周辺地区のバリアを点検しました！」

Vol.4:平成14年10月「近鉄恩智駅周辺地区のバリアを点検しました！」

Vol.5:平成14年11月「基本構想(案)について議論しました！」

Vol.6:平成14年12月「基本構想(案)が承認されました！」

5. 事業の概要

(1) 目標年次

目標年次は、概ね平成22年(2010年)とする。そのうち、事業内容によって短期(～平成18年)、長期(～平成22年)に区分けする。また、これらの事業は国や府、市などの財政支援制度と整合しながら事業を進めていく。

(2) 公共交通特定事業

<JR西日本旅客鉄道(株)>

箇所	内容	スケジュール	
		短期	長期
エレベーター	・改札階とホーム階を結ぶエレベーター設置(上り・下り各1基)		
ホーム	・ホーム上の舗装の整備・補修		
階段	・階段の改良		
案内	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		
トイレ	・車イス対応型トイレの改良		

(3) 道路特定事業

箇所	内容	スケジュール	
		短期	長期
国道25号 (管理者:国)	・歩道、交差点部の拡幅		
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		
	・歩道の改良		
府道八尾道明寺線 (管理者:大阪府)	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		
	・歩道の改良		
市道志紀第22号線 (管理者:八尾市)	・歩道、交差点部の拡幅		
	・道路附属物などの集約		
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		
市道曙川第281号線 (管理者:八尾市)	・概ね整備済み	-	-
市道曙川第73号線 (管理者:八尾市)	・交差点部の改良		

*歩道の改良とは、段差、勾配、傾斜、舗装、溝などの改良のことを示す。

(4) 交通安全特定事業

<公安委員会>

課題	内容
志紀住宅西交差点	・バリアフリー化に対応する信号機の改良(視覚障害者用付加装置の設置)

6．関係機関との協議

< 公共交通事業者 >

協議相手機関：西日本旅客鉄道株式会社

協議成立年月日：平成 14 年 12 月 18 日

協議相手機関：近鉄バス株式会社

協議成立年月日：平成 14 年 12 月 18 日

< 道路管理者 >

協議相手機関：国土交通省近畿地方整備局大阪国道工事事務所

協議成立年月日：平成 14 年 12 月 18 日

協議相手機関：大阪府八尾土木事務所

協議成立年月日：平成 14 年 12 月 18 日

協議相手機関：八尾市

協議成立年月日：平成 14 年 12 月 18 日

< 公安委員会 >

協議相手機関：大阪府八尾警察署

協議成立年月日：平成 14 年 12 月 18 日

7．今後の展開

基本構想策定後、地区内のバリアフリー化を進めていくために実施すべき事業等については、交通バリアフリー法第 7 条～第 10 条に則り、公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、交通安全特定事業計画をそれぞれ作成する予定としている。

また、こうした交通バリアフリーに関する情報も継続的に提供していく。